

芦田裕子税理士事務所便り

社会保険の適用拡大に関して

01 平成28年10月1日（施行日）以降は、「特定適用事業所」に勤務する「短時間労働者」は新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

◆現行制度の概要

現状は、①適用事業者で使用される者を被保険者とする旨を定めるとともに、②臨時に使用される者等については適用を除外する旨を定めています。具体的には、所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上であるかどうかを一つの判断基準とし、一般的には週30時間以上働く方が現在、社会保険の加入対象です。

◆改正点

平成28年10月1日以降は、「1週の所定労働時間」及び「1月の所定労働日数」が同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3以上（4分の3基準）である短時間労働者については、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

◆留意点

4分の3基準を満たさない場合であっても、①1週の所定労働時間が20時間以上であること、②雇用期間が継続して1年以上見込まれること、③月額賃金が8.8万円以上であること、④学生でないこと、⑤常時500人を超える被保険者を使用する

「特定事業所」に勤めていること、の5つの要件を満たす短時間労働者については、新たに社会保険の被保険者となります。

◆手続き

適用拡大に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、平成28年10月以降、被保険者資格取得届の提出が必要となります。



【あしがき】

今年に関東地方の梅雨明けがいつもの年より遅いなあ、と思っておりましたら梅雨明けと同時に例年通りの猛暑でぐったりしました。ゲリラ豪雨にもたびたび遭遇し、やはり地球温暖化の影響が懸念されます。最近の税理士業務は、税務はもちろんのこと、色々な社会変化にも対応しなければならず、ビックデータの分析もその一つです。久々に「統計学の数学」を勉強し直し、鹿児島に帰省した際に、85歳になるバリバリの理科系の父に2次関数、微積分、数列、 Σ 関数を習いました。この年になっても父を超えることは難しいようです。